

## スペイン王国

<b>国の概要</b> (外務省 HP より)	面積 50.6 万 km <sup>2</sup>															
	人口 約 4,693 万人 (2019 年 1 月)															
	首都 マドリード															
<b>教育行政組織</b>																
<table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>教育・職業訓練省 (Ministerio de Educación y Formación Profesional) 科学・イノベーション・大学省 (El Ministerio de Ciencia, Innovación y Universidades) ※大学教育</td> </tr> <tr> <td>地方</td> <td>17 の自治州の教育省と 2 つの自治都市</td> </tr> </table>	国	教育・職業訓練省 (Ministerio de Educación y Formación Profesional) 科学・イノベーション・大学省 (El Ministerio de Ciencia, Innovación y Universidades) ※大学教育	地方	17 の自治州の教育省と 2 つの自治都市												
国	教育・職業訓練省 (Ministerio de Educación y Formación Profesional) 科学・イノベーション・大学省 (El Ministerio de Ciencia, Innovación y Universidades) ※大学教育															
地方	17 の自治州の教育省と 2 つの自治都市															
<b>教育課程基準</b>	教育・職業訓練省は、「教育質改善基本法 (2013 年)」により、教育課程における全国共通の最低基準を定めている。各自治州の教育省は、地方分権により国が定めた基準に基づき、省令により、各地の言語や文化に対する教育を行う独自の教育課程基準を定めている。															
<b>教科書制度</b>																
<table border="1"> <tr> <td>教科書の定義</td> <td>省令には、教科書とその他の教材の監修に関する規定の中に「1990 年の教育制度基本法によって確立した教育課程の適用と発展のために、公立又は私立の教育センター (学校) において教師や生徒に使用されている編集された教科書やその他の資料は教育課程のための教材である」との定義がある。</td> </tr> <tr> <td>発行主体</td> <td>民間の発行者 (教科書会社等)。</td> </tr> <tr> <td>国定、検定、認定などの制度</td> <td>検定制。教科書やその他の教材は、出版後に教育行政機関が実施する通常の検定の中で許認可・管理される。</td> </tr> <tr> <td>採択・選定などの制度</td> <td>教科書の採択は学校が行う。学校では、教科書の選定方法に関するガイドラインに従って、教師が教科書目録の中から教科書を選定する。</td> </tr> <tr> <td>使用義務の有無</td> <td>使用義務はない。教員の裁量に委ねられている。実際には使用頻度は高く、殆どの授業で使用されている。</td> </tr> <tr> <td>有償・無償</td> <td>有償。国は、教科書や教材に対する補助制度の充実や無償貸与の促進を図っている。</td> </tr> <tr> <td>給与・貸与</td> <td>自治州ごとに独自の補助制度を設けている。</td> </tr> <tr> <td>教科書の特色</td> <td>ページが多く、写真や挿絵がふんだんに使用された魅力的なデザインの教科書が多い。1 冊 20~30 ユーロと高価である。各家庭は学校から配布される指定教科書のリストに従い、新学期に書店等で教科書を購入する。</td> </tr> </table>	教科書の定義	省令には、教科書とその他の教材の監修に関する規定の中に「1990 年の教育制度基本法によって確立した教育課程の適用と発展のために、公立又は私立の教育センター (学校) において教師や生徒に使用されている編集された教科書やその他の資料は教育課程のための教材である」との定義がある。	発行主体	民間の発行者 (教科書会社等)。	国定、検定、認定などの制度	検定制。教科書やその他の教材は、出版後に教育行政機関が実施する通常の検定の中で許認可・管理される。	採択・選定などの制度	教科書の採択は学校が行う。学校では、教科書の選定方法に関するガイドラインに従って、教師が教科書目録の中から教科書を選定する。	使用義務の有無	使用義務はない。教員の裁量に委ねられている。実際には使用頻度は高く、殆どの授業で使用されている。	有償・無償	有償。国は、教科書や教材に対する補助制度の充実や無償貸与の促進を図っている。	給与・貸与	自治州ごとに独自の補助制度を設けている。	教科書の特色	ページが多く、写真や挿絵がふんだんに使用された魅力的なデザインの教科書が多い。1 冊 20~30 ユーロと高価である。各家庭は学校から配布される指定教科書のリストに従い、新学期に書店等で教科書を購入する。
教科書の定義	省令には、教科書とその他の教材の監修に関する規定の中に「1990 年の教育制度基本法によって確立した教育課程の適用と発展のために、公立又は私立の教育センター (学校) において教師や生徒に使用されている編集された教科書やその他の資料は教育課程のための教材である」との定義がある。															
発行主体	民間の発行者 (教科書会社等)。															
国定、検定、認定などの制度	検定制。教科書やその他の教材は、出版後に教育行政機関が実施する通常の検定の中で許認可・管理される。															
採択・選定などの制度	教科書の採択は学校が行う。学校では、教科書の選定方法に関するガイドラインに従って、教師が教科書目録の中から教科書を選定する。															
使用義務の有無	使用義務はない。教員の裁量に委ねられている。実際には使用頻度は高く、殆どの授業で使用されている。															
有償・無償	有償。国は、教科書や教材に対する補助制度の充実や無償貸与の促進を図っている。															
給与・貸与	自治州ごとに独自の補助制度を設けている。															
教科書の特色	ページが多く、写真や挿絵がふんだんに使用された魅力的なデザインの教科書が多い。1 冊 20~30 ユーロと高価である。各家庭は学校から配布される指定教科書のリストに従い、新学期に書店等で教科書を購入する。															
<b>デジタル教科書の状況</b>	民間の発行者 (教科書会社等) が、殆どの教科でデジタル教科書を編集・発行している。ICT 環境の整備は進んでいるが、すべての教員がデジタル教科書を活用できているわけではない。															